

議案第10号

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

大網白里市長 金坂昌典

1 事故内容

令和4年11月30日午後3時40分頃、山武郡横芝光町宮川付近の交差点において、市職員が運転する公用車が赤信号で停車していた際、不注意により足がブレーキペダルから離れたため前進し、前方に停車していた車に衝突し、相手方の身体に損害が生じた。

2 相手方

3 損害賠償額

972,880円

4 決定条件

- (1) 市は、相手方に対し、上記3の自己責任額を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては一切の債権債務がない。